

堺市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(平成24年度～平成26年度)の策定について

1 計画の位置づけ・計画期間

- (1) 高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第6項及び介護保険法第117条第4項の規定により一体のものとして策定すべき計画とされています。
- (2) 次期計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間です。
- (3) 『堺市マスタープラン さかい未来・夢コンパス』や『新・堺あったかぬくもりプラン』(地域福祉計画)など、本市における関連分野の計画と調和を図るとともに、大阪府において同時並行して策定される介護保険事業支援計画と整合性のとれた計画とします。
- (4) 本計画に基づき、計画期間(3年間)の介護保険料を改定します。

2 国の動向等

(1) 地域包括ケアの一層の推進

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」の5つのサービスを一体化して提供していく地域包括ケアの考え方にに基づき取り組むことが重要とされています。

(2) 地域課題等の的確な把握・地域に応じた重点的な取組みの推進

地域包括ケアの推進に当たり、地域やその地域に居住する高齢者の課題等を的確に把握することが重要です。 ⇒ 高齢者等実態調査の実施(平成22年度)

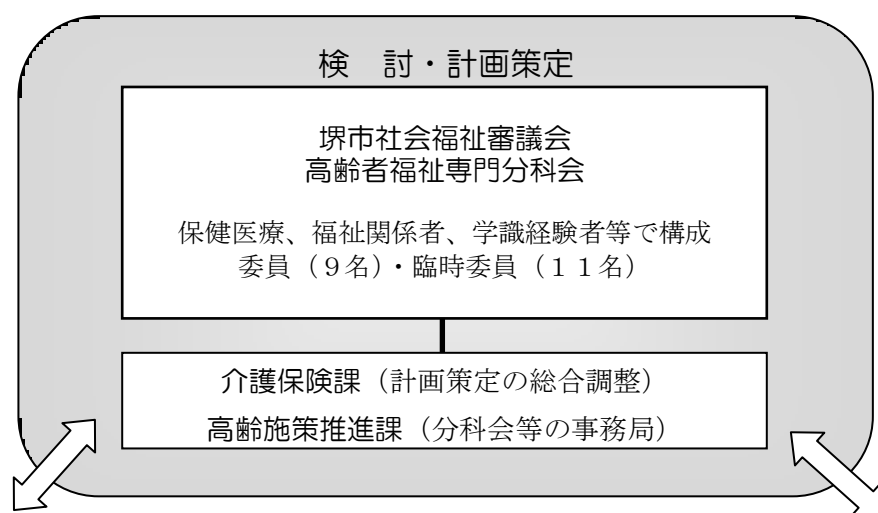
また、各地域の実情に応じて、優先的に取り組むべき重点事項を選択し、次期計画に位置づけるとともに、段階的に計画の記載内容を充実強化することが重要とされています。

(3) 適正な介護保険料の改定

国の試算では、高齢化の進展による自然増等により、第5期介護保険料(平成24年度～平成26年度)は、全国平均で1,000円超上昇し、月額5,200円程度になると見込まれています。改定に当たっては、需給バランスの十分な検証が一層必要です。

※第4期介護保険料 全国平均 4,160円(月額)

3 計画策定の体制



堺市高齢化社会対策推進 庁内委員会

計画の推進状況の把握や高齢社会に関する重要事業の推進のための調整その他高齢社会に関する事業の推進に関する協議を行います。

堺市地域介護サービス 運営協議会

地域包括支援センターの運営、地域密着型サービス事業者の指定等について検討を行います。

4 計画策定スケジュール

開催日			主な内容（案）
平成23年	7月	7日	堺市社会福祉審議会・高齢者福祉専門分科会（第1回） <ul style="list-style-type: none"> ・ 次期計画の策定について ・ 高齢者等実態調査の結果について ・ 現計画の進捗状況について
	10月	上旬	高齢者福祉専門分科会（第2回） <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念、計画目標など計画の基本的な方向性について（中間報告）
	11月	中旬	高齢者福祉専門分科会（第3回） <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な施策など計画素案について ・ サービス見込量及び保険料の推計について
平成24年	1月		パブリックコメント公表・意見募集
	2月	上旬	パブリックコメント意見公表
	3月	中旬	高齢者福祉専門分科会（第4回） <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画案、保険料案について
		下旬	改正介護保険条例議決 次期計画完成